

福祉生活病院常任委員会資料

(平成26年12月17日)

【 件 名 】

- 1 社会福祉法人「やず」の改善状況について
(行政監察・法人指導課、福祉保健課)・・・1

総務部・福祉保健部

社会福祉法人「やす」の改善状況について

行政監察・法人指導課
平成 26 年 12 月 17 日

1 業務改善命令以後の主な指導経過

年月日	主な事項	備考
平成 25 年 9 月 4 日	①業務改善命令（報告期限：平成 25 年 11 月 5 日） ②常任委員会に命令の概要について報告（第 1 回）、記者発表	
11 月 5 日	法人から改善報告書が提出される。	
11 月 7 日	常任委員会に改善報告書の概要を報告（第 2 回）	
11 月 20 日	改善報告書の内容が不十分として再提出を要請。 （報告期限：平成 25 年 12 月 4 日）	
11 月 27 日	常任委員会に補助金（26, 250 千円）に係る県の対応方針を説明（第 3 回）	
12 月 4 日	県の要請を受けて法人から再報告書が提出される。	
12 月 13 日	常任委員会に改善命令の現況と補助金に係る県の対応方針を説明（第 4 回）	
平成 26 年 2 月 25 日	補助金（26, 250 千円）が返還される。（法人→町→県）	
3 月 18 日	常任委員会に改善命令の現況と補助金事務に係る県の改善点等を説明（第 5 回）	
4 月 21 日	常任委員会に改善命令の現況と補助金事務に係る県の改善点等を再説明（第 6 回）	
6 月 12 日	常任委員会に補助金事務に係る県の改善点等を再説明（第 7 回）	

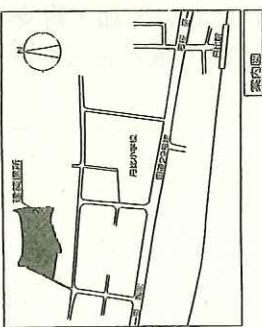
2 現在までの改善状況

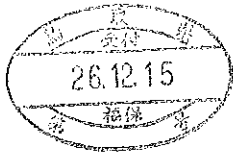
事項	改善命令事項	法人の状況
1 理事長及びその親族の関連会社甲との高額な土地賃貸借契約の締結	①著しく高額な賃借料の金額を見直すなど適正かつ妥当な契約内容に改めること。 ②法的な措置も含めて損害を回収する方策を検討すること。	・不動産鑑定結果を受けて賃借料を月額 20 万円から 30%減額して月額 14 万円とした。（H25. 11. 1～） （今後の方針） ・現在活用していない建物を除外した土地分のみの鑑定評価に基づき算出した賃借料（月額 12 万円）への減額を地権者（甲社）と交渉し、合意できたので、平成 27 年 1 月から賃貸借契約を改定する。 月額 14 万円⇒月額 12 万円
2 理事長及びその親族の関連会社丙への不適正な食材加工代金の支出	実態のない加工料の支払いなど法人に損害が発生しているため法的な措置も含めて損害を回収する方策を検討すること。	・加工不可能なものにも加工料が支払われていたため、関連会社丙と元専務理事に対して損害賠償を求め、損害の回収を図る。 （今後の方針） ・法的措置として、司法の場（民事調停）において加工料支払額全額（21, 702 千円）のうち過払金相当額の確定を求め、その額の回収を図る。

3 県の評価

県の考え方に従ったものであり、是としたい。

社会福祉法人やすきたやまの施設と駐車場（賃借地）の配置図





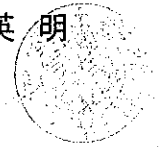
平成26年 12月15日

鳥取県知事

平井伸治様

社会福祉法人 やず

理事長 山根英明



報 告 書

改善措置命令における、土地賃借料、食材加工料の対応について
別紙のとおり報告いたします。

報 告 書

改善措置命令における、土地賃借料、食材加工料について、当法人の改善の取組と今後の対応を下記のとおり、報告致します。

記

1. 土地賃借料について

①現在までの改善の取組について

平成25年10月、本件賃貸契約の該当物件の鑑定書が甲社より提出され、本件賃借料適正鑑定額は、月額28万円である旨(当初賃料は40万円)の報告を受けた。法人は、鑑定評価に従って、土地建物全体の契約を28万円とし、併せて、地上建物開始までの間の支払賃料20万円についても、14万円に改訂することの交渉を甲社へ申し出て、平成25年11月1日より合意となり改訂しました。鑑定評価に従い賃料を改訂し透明性を高め改善に取り組んでいます。

②今後の対応について

その後、御庁福祉保健課との協議の中で、鑑定評価には建物の経費である減価償却等が含まれており、全体契約の評価額から単に2分の1にすることはいかなものかと指導を受けました。

法人は指導を真摯に受けとめ、鑑定評価の土地と建物を区別して、土地の評価部分のみの賃借料月額12万円へ改訂することを甲社へ申し出て、平成27年1月より覚書を取り交わし、改訂することの合意が成立しております。賃借料を改訂し更に透明性を図るよう取り組んでいます。

2. 食材加工料について

御庁の指導により、支払済の手数料の中に一部分支払ってはいけないものに、当法人の手落ちにより多く支払っていたことに対して深く認識し、ご指摘を真摯に受けとめております。

当法人は、本件の実態を解明するため、指導に従い関係書類の提出、御庁職員と同行調査等を重ね出来る限りの検証を実施いたしました。

その結果、加工、仕分け、事務の実態があったことと、過払分があったことが明らかになりました。

当法人は、その調査検証して判明した事実関係を、中立な機関である裁判所へ民事調停を申し立て、適正な過払分相当額の確定を司法に求めることが、最も正当であると考えます。当法人が支払済の約2,170万円のうち裁判所が判定した過払金相当額が確定しましたら、甲社及び当法人元専務から、確定した過払金の損害賠償請求額の回収に努めます。

以 上